

令和元年度給与改定（第2回）小委員会交渉

① 日 時 令和元年12月4日（火）18時27分～18時29分

② 場 所 東京区政会館17階交渉室

③ 出席者

（当局）石川総務部長会会長（江東）、吉岡総務部長会副会長（文京）、
本橋総務部長会幹事（目黒）、鈴木人事企画部長、伊藤調査課長、
小林勤労課長、小池人事企画部副参事（労務・制度改革担当）

（組合）中條副委員長、安田副委員長、小宮山書記長、西寫賃金対策担当部長、
東矢組織担当部長、牧野教育宣伝担当部長

④ 発言要旨

〈当局〉

それでは、私から申し上げます。

先月の給与改定交渉では、一時保護所の業務に関する給与処遇について、私どもと皆さんの考えの溝が埋まらず、引き続き協議事項となっております。その際にも申し上げましたが、特別区における児童相談所の設置は間近に迫っているため、この課題は速やかに解決しなければなりません。

私どもは、その後、この件について、精力的に検討を続けてまいりましたが、これまでも申し上げてきたように、給料の調整額の措置は困難であるとの考え方に、変わりはありません。その上で、職務の特殊性を踏まえると、特殊勤務手当を措置することが適当であると考えております。

このことに関しては、皆さんからは、給料の調整額の代替として特殊勤務手当を措置するのであれば、少なくとも、東京都と同水準の手当額が担保されるよう、全ての区で統一的に措置することが最低条件との言及がありました。

私どもといたしましては、これらを踏まえて慎重に検討した結果、一時保護所の業務に関する給与処遇として、特殊勤務手当の統一的な措置を、23区による申合せの上、各区交渉で決定することとしたいと考えており、今後、皆さんと調整させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

〈特区連〉

機関に持ち帰り判断することといたします。